

生駒市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務
に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 目的 「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」の策定を業務の目的とする。ただし、それぞれ老人福祉法、介護保険法の規定等に基づき、両計画を一体の計画として策定する。本計画は、行政、保健・福祉関係者はもとより、地域住民・社会福祉事業を営業者・社会福祉活動を行う者などが協働し、策定に取り組むものとする。
- (2) 業務名 生駒市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務
- (3) 業務内容 各計画策定業務、地域概要の調査に関する業務、会議の運営に関する業務、関係する他計画の調査に関する業務、庁内ヒアリングに関する業務、関係機関・団体に関する業務、パブリックコメントに関する業務、計画の進捗・評価に関する業務、成果品の作成、上記業務における日程調整及びスケジュール管理（別紙仕様書参照）
- (4) 業務期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで

2. 業務に要する費用（予定価格）

5,712,666円（税込み）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 公示日現在から過去5年間において、国又は地方公共団体の発注する高齢者福祉計画や介護保険関係の調査又は計画策定等業務について、実績のある者（町村のみでの実績しかない者は除く）
- (2) 本業務の技術責任者として配置する者は、公示日現在から過去5年間において、国又は地方公共団体の発注する高齢者福祉計画や介護保険関係の調査又は計画策定等業務を担当した実績を1件以上有すること。
- (3) 公示日現在から受託候補者特定の日まで生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4各項各号の規定に該当しないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

- と。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
 - (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (8) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和5年1月19日（木）正午まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。
電子メールアドレス：kourei@city.ikoma.lg.jp
※その他の方法により提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答日：令和5年1月25日（水）14時頃
- (4) 回答方法：市公式ホームページに掲載

5. 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
 - ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部

② 実施体制各種調書及び企画提案書等 ア～シ 原本1部、ア～ケ 副本8部

- ア 会社概要（様式3）
- イ 技術者の概要（様式4）
- ウ 業務実績調書（様式5）
- エ 担当技術者調書（様式6）
- オ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式7）
- カ 再委託調書（様式8）※再委託する場合のみ
- キ 工程表（様式9）
- ク 企画提案書（任意様式）
- ケ 参考見積書（任意様式）
- コ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】※
- サ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（法人：納税証明書その3の3、個人：納税証明書その3の2）【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】※
- シ 誓約書（様式10）※

※本市の物品・委託業務の一般競争（指名競争）参加資格申請書を提出している者については、コ～シを省略することができる。

(2) 企画提案作成要領

企画提案書は企画提案書提出届（様式2）を表紙とし、企画提案書（任意様式）とまとめて綴じること。

① 様式等

- ア 企画提案書には事業者名は記入しないこと。
- イ ページ数は企画提案書提出届を除いて10ページ（片面刷り）以内とする。
- ウ 用紙の規格は、A4判縦長を基本とする。
- エ モノクロ、カラーは問わない。

② 記載項目

概ね以下の内容を記載すること。

- ア 生駒市高齢者保健福祉計画、生駒市介護保険事業計画の策定方針
- イ 生駒市高齢者保健福祉計画、生駒市介護保険事業計画のための基礎的調査
- ウ 業務を支援するにあたっての考え方
- エ その他、特にPRしたいことなど

(3) 提出期限等

- ① 提出期限：令和5年2月6日（月）17時（必着）
- ② 提出場所：生駒市役所福祉健康部福祉政策課（1階9番窓口）

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号

③ 提出方法：郵送または持参によること。

※郵送で提出する場合は、受取日時と配達されたことが証明できる方法とすること。

6. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記7(1)～(3)で示す審査基準（別紙1 評価基準参照）に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を3者選考する。ただし、プロポーザルの提案者が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日：令和5年2月10日（金）

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記7(1)～(3)で示す審査基準（別紙2 評価基準参照）に基づいてヒアリング等の内容を評価するとともに、書類審査を考慮し最も優れている提案を特定する。なお、評価点が同点の者が2者以上いる場合の順位は、審議して決定する。また、一定の評価に達した者がないと判断する場合は、特定者なしとできるものとする。

実施日：令和5年2月21日（火）（予定）

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を、電話又は電子メールで通知する。

② 第2次審査

審査結果を書面により通知する。

7. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

(1) 業務実施体制 20 / 135点（第1次審査時は20 / 125点）

(2) 参考見積書 5 / 135点（第1次審査時は5 / 125点）

(3) 企画提案（ヒアリング等）の内容 110 / 135点（第1次審査時は100 / 125点）

8. 日程

公示	令和5年1月5日(木)	
質問受付締切	令和5年1月19日(木)	正午
質問回答	令和5年1月25日(水)	14時頃
企画提案書等受付締切	令和5年2月6日(月)	17時
第1次審査	令和5年2月10日(金)	
第2次審査	令和5年2月21日(火)	(予定)
結果通知	令和5年2月下旬	(予定)
契約締結	令和5年3月上旬	(予定)
業務開始	令和5年4月1日	(予定)

9. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2.業務に要する費用(予定価格)を超過したもの

10. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「担当技術者調書」に記載した配置予定の技術責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。

- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 2. 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所福祉健康部福祉政策課 担当：黒松

生駒市東新町8番38号（1階9番窓口）

TEL：0743-74-1111 内線 7221

E-mail：kourei@city.ikoma.lg.jp